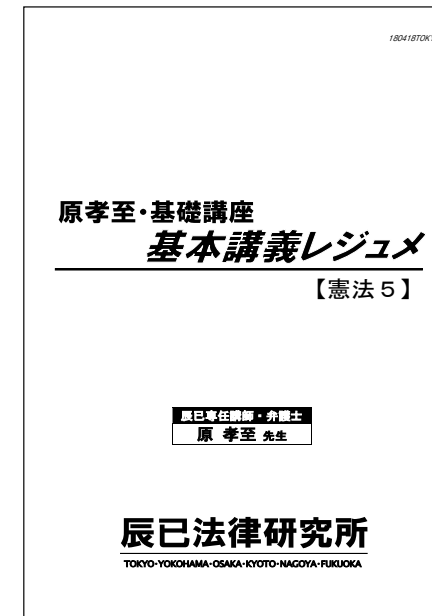


SAMPLE

司法試験 原孝至・基礎講座

使用教材サンプル

■講義レジュメ



■スタンダードテキスト



原孝至・基礎講座の講義で実際に使用された教材の一部を抜粋し、掲載したものです。原孝至・基礎講座は、この「講義レジュメ」と「スタンダードテキスト」だけで、学習が完結するよう設計されています。

辰巳法律研究所

<http://www.tatsumi.co.jp/>

東京本校	〒 169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6	TEL 03-3360-3371 (代表)
横浜本校	〒 221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-5 銀洋第 2 ビル 4F	TEL 045-410-0690 (代表)
大阪本校	〒 530-0051 大阪市北区太融寺町 5-13 東梅田パークビル 3F	TEL 06-6311-0400 (代表)
京都本校	〒 604-8187 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435 京都御池第一生命ビルディング 2F	TEL 075-254-8066 (代表)
名古屋本校	〒 450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-23-3 第 2 アスタービル 4F	TEL 052-588-3941 (代表)
福岡本校	〒 810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 8F	TEL 092-726-5040 (代表)

辰巳法律研究所

■講義レジュメ

Point

事案は図式化され、初学者が視覚的に理解できるよう工夫されています。

……………P.1

Point

事案に則した実益を確認し、法律上の主張・反論を行うために必要な知識な知識を学びます。

……………P.2

Point

答案作成時の思考の流れに沿った「穴埋め型答案例」を使い、知識を試験で求められる形で定着させます。身につけるべき規範、言い回しが穴埋め式になっています。

……………P.4

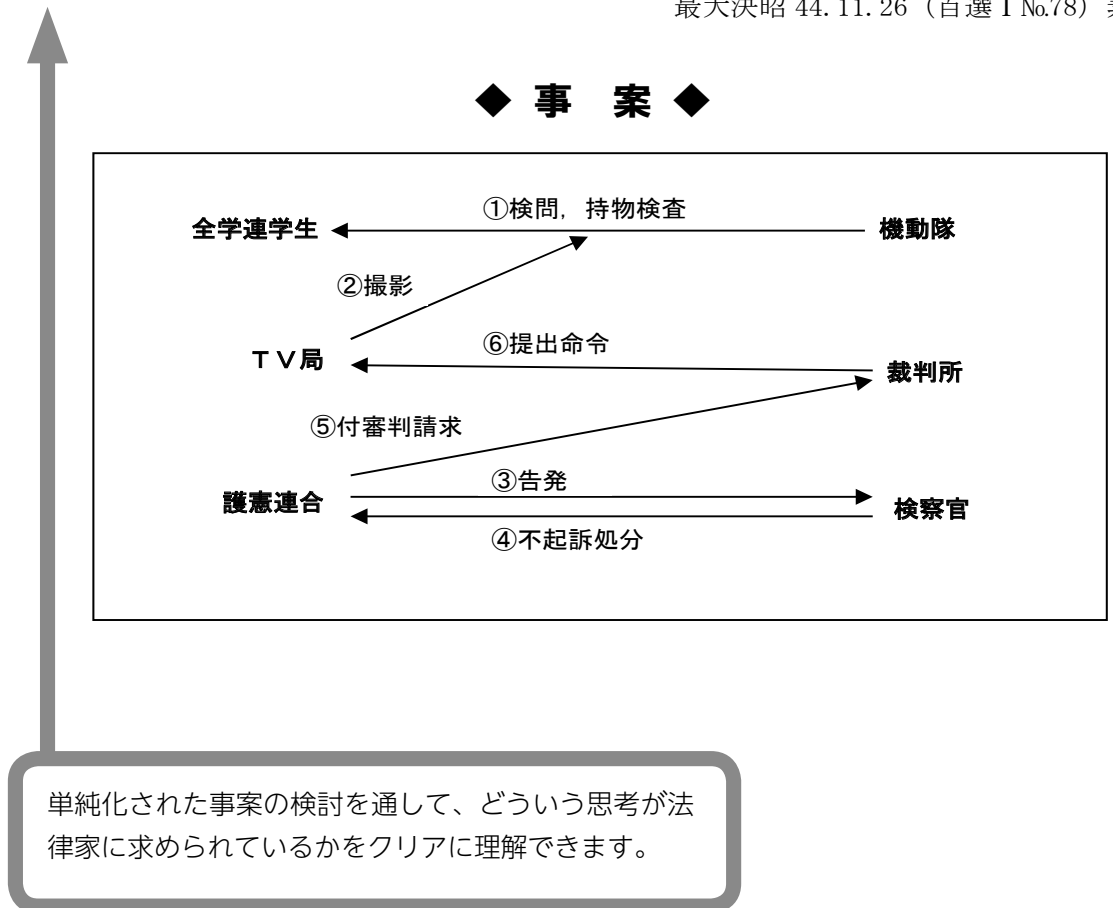
※本冊子に掲載されている教材は、原孝至・基礎講座の講義で実際に使用された教材の一部を抜粋したものです。

基本事例問題 10

米原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止闘争に参加する全学連の学生への検問・持物検査の際の機動隊の行為が、特別公務員暴行陵虐・職権濫用罪にあたるとして護憲連合等が告発したが、検察官が不起訴処分にした。そこで、付審判請求がなされ、裁判所はテレビ局に対し事件当日のテレビニュースのフィルムの全部について提出命令を発した（すべて放映済みのものであった）。これに対し、テレビ局側は、報道の自由を侵害する等として争った。

本件提出命令は21条1項に違反するか。

最大決昭 44. 11. 26（百選 I No.78）素材



□□裁判所による取材フィルム等の提出命令の可否

(スタンダードテキストP.197～9参照)

1 本ケースで論じる実益

まず、取材の自由が憲法上保障されるか。明文がないため問題となる。

そして、取材の自由が、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものと解した場合、裁判所が取材フィルム等の提出命令をすることは、憲法21条に反し、違憲ではないかが問題となる。その際、報道機関の取材の自由と公正な刑事裁判を実現の要請との比較衡量が問題となる。

事案に即した「本ケースで論じる実益」は、法律家に求められる思考をトレースするためのヒントです。

2 判例 博多駅事件（最大決昭 44. 11. 26, 百選 I No.78）

「所論は、憲法21条違反を主張する。すなわち、報道の自由は、憲法が標榜する民主主義社会の基盤をなすものとして、表現の自由を保障する憲法21条においても、枢要な地位を占めるものである。報道の自由を全うするには、取材の自由もまた不可欠のものとして、憲法21条によつて保障されなければならない。これまで報道機関に広く取材の自由が確保されて来たのは、報道機関が、取材にあたり、つねに報道のみを目的とし、取材した結果を報道以外の目的に供さないという信念と実績があり、国民の側にもこれに対する信頼があつたからである。然るに、本件のように、取材フィルムを刑事裁判の証拠に使う目的をもつてする提出命令が適法とされ、報道機関がこれに応ずる義務があるとされれば、国民の報道機関に対する信頼は失われてその協力は得られず、その結果、真実を報道する自由は妨げられ、ひいては、国民がその主権を行使するに際しての判断資料は不十分なものとなり、表現の自由と表裏一体をなす国民の「知る権利」に不当な影響をもたらさずにはいないであろう。結局、本件提出命令は、表現の自由を保障した憲法21条に違反する、というのである。

よつて判断するに、所論の指摘するように、報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。

ところで、本件において、提出命令の対象とされたのは、すでに放映されたフィルムを含む放映のために準備された取材フィルムである。それは報道機関の取材活動の結果すでに得られたものであるから、その提出を命ずることは、右フィルムの取材活動そのものとは直接関係がない。もつとも、報道機関がその取材活動によつて得たフィルムは、報道機関が報道の目的に役立たせるためのものであつて、このような目的をもつて取材されたフィルムが、他の目的、すなわち、本件におけるように刑事裁判の証拠のために使用されるような場合には、報道機関の将来における取材活動の自由を妨げることにならざるおそれがないわけではない。しかし、取材の自由といつても、もとより何らの制約を

受けないものではなく、たとえば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受けることのあることも否定することができない。

本件では、まさに、公正な刑事裁判の実現のために、取材の自由に対する制約が許されるかどうかの問題となるのであるが、公正な刑事裁判を実現することは、国家の基本的要請であり、刑事裁判においては、実体的真実の発見が強く要請されることもいうまでもない。このような公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によつて得られたものが、証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなつてもやむを得ないところというべきである。しかしながら、このような場合においても、一面において、審判の対象とされている犯罪の性質、態様、軽重および取材したものの証拠としての価値、ひいては、公正な刑事裁判を実現するにあつての必要性の有無を考慮するとともに、他面において、取材したものを証拠として提出させられることによつて報道機関の取材の自由が妨げられる程度およびこれが報道の自由に及ぼす影響の度合その他諸般の事情を比較衡量して決せられるべきであり、これを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ないと認められる場合においても、それによつて受ける報道機関の不利益が必要な限度をこえないように配慮されなければならない。

以上の見地に立つて本件についてみるに、本件の付審判請求事件の審理の対象は、多数の機動隊等と学生との間の衝突に際して行なわれたとされる機動隊員等の公務員職権乱用罪、特別公務員暴行陵虐罪の成否にある。その審理は、現在において、被疑者および被害者の特定すら困難な状態であつて、事件発生後二年ちかくを経過した現在、第三者の新たな証言はもはや期待することができず、したがつて、当時、右の現場を中立的な立場から撮影した報道機関の本件フィルムが証拠上きわめて重要な価値を有し、被疑者らの罪責の有無を判定するうえに、ほとんど必須のものと認められる状況にある。他方、本件フィルムは、すでに放映されたものを含む放映のために準備されたものであり、それが証拠として使用されることによつて報道機関が蒙る不利益は、報道の自由そのものではなく、将来の取材の自由が妨げられるおそれがあるということにとまるものと解されるのであつて、付審判請求事件とはいえ、本件の刑事裁判が公正に行なわれることを期するためには、この程度の不利益は、報道機関の立場を十分尊重すべきものとの見地に立つても、なお忍受されなければならない程度のものである。また、本件提出命令を發した福岡地方裁判所は、本件フィルムにつき、一たん押収した後においても、時機に応じた仮還付などの措置により、報道機関のフィルム使用に支障をきたさないよう配慮すべき旨を表明している。以上の諸点その他各般の事情をあわせ考慮するときは、本件フィルムを付審判請求事件の証拠として使用するために本件提出命令を發したことは、まことにやむを得ないものがあると認められるのである。

前叙のように考えると、本件フィルムの提出命令は、憲法21条に違反するものでないことはもちろん、その趣旨に抵触するものでもなく、これを正当として維持した原判断は相当であり、所論は理由がない。」

思考の過程で必要な学説・判例を「必要なだけ」抽出しています。枝葉末節にとらわれず、幹の部分をしっかり押さえる。これが入門段階の学習のポイントです。

辰巳独自の初学者向けのアイデア！初学者でも答案を書く際の思考の流れが理解しやすい！

基本事例問題 10

米原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止闘争に参加する全学連の学生への検問・持物検査の際の機動隊の行為が、特別公務員暴行陵虐・職権濫用罪にあたるとして護憲連合等が告発したが、検察官が不起訴処分にした。そこで、付審判請求がなされ、裁判所はテレビ局に対し事件当日のテレビニュースのフィルムの一部について提出命令を発した（すべて放映済みのものであった）。これに対し、テレビ局側は、報道の自由を侵害する等として争った。

本件提出命令は 21 条 1 項に違反するか。

【答案例】

◇ MEMO ◇

1 報道の自由、取材の自由が憲法上保障されるか。

報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の（ア）「」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由と並んで、（イ）の報道の自由は、表現の自由を規定した 21 条の保障の下にある（判例）。

↓また

このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための（ウ）も、21 条の精神に照らし、（エ）（判例）。

↓

2 裁判所による取材フィルム等の提出命令の可否

報道の自由は国民の「知る権利」と表裏一体をなしているものであって、民主主義を貫く立場からは報道の自由は最大限の尊重を受けなければならない。

↓そして

本件フィルムが刑事事件の証拠に使われることになれば、（オ）

↓

公正な裁判及びそのための真実発見という要請を考慮しても、報道の自由が上記重要な意味をもつものである以上、本件提出命令は、報道の自由に対し憲法により公共の福祉の名によって許される制限を超えている。

↓以上のように考えれば

本件提出命令は、21 条 1 項に反することになる。

[主張]

答案構成上、重要なポイントが空欄になっています。
※答えは本サンプルの P.6～P.7 に掲載しています。

↓しかしながら、
私は、以下のように、本件提出命令は、21 条 1 項に違反しないと考える。

取材の自由といっても、もとより何らの制約を受けないものではなく、たとえば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受ける。

↓

（カ）を実現することは、国家の基本的要請であり、刑事裁判においては、実体的真実の発見が強く要請され、公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが、証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ない。

↓この場合

一面において、審判の対象とされている犯罪の性質、態様、軽重及び取材したものの証拠としての価値、ひいては、

（キ）の有無を考慮するとともに、他面において、取材したものを証拠として提出させられることによって（ク）

を（ケ）して決せられるべきであり、これを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ないと認められる場合においても、それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度を超えないように配慮されなければならない。

↓本件では

本件事現場を中立的な立場から撮影した報道機関の本件フィルムが証拠上きわめて重要な価値を有し、被疑者らの罪責の有無を判定するうえに、（コ）のものと認められる状況にある。他方、本件フィルムは、すでに放映されたものを含む放映のために準備されたものであり、それが証拠として使用されることによって報道機関が蒙る不利益は、報道の自由そのものではなく、（サ）

が妨げられるおそれがあるというにとどまる。

↓また

本件提出命令を発した裁判所は、本件フィルムにつき、仮還付等の措置により、報道機関のフィルム使用に支障をきたさないよう配慮すべき旨を表明している。

↓以上より

本件フィルムの提出命令は、21 条 1 項に違反するものではない。

以上

[自説] (本判例)

基本事例問題 10【解答付き】

米原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止闘争に参加する全学連の学生への検問・持物検査の際の機動隊の行為が、特別公務員暴行陵虐・職権濫用罪にあたるとして護憲連合等が告発したが、検察官が不起訴処分にした。そこで、付審判請求がなされ、裁判所はテレビ局に対し事件当日のテレビニュースのフィルムの一部について提出命令を発した（すべて放映済みのものであった）。これに対し、テレビ局側は、報道の自由を侵害する等として争った。

本件提出命令は 21 条 1 項に違反するか。

【答案例】

◇ MEMO ◇

1 報道の自由、取材の自由が憲法上保障されるか。

報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の（ア）「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由と並んで、（イ）「事実」の報道の自由は、表現の自由を規定した 21 条の保障の下にある（判例）。

↓また

このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための（ウ）「取材の自由」も、21 条の精神に照らし、（エ）「十分尊重に値いする」（判例）。

↓

2 裁判所による取材フィルム等の提出命令の可否

報道の自由は国民の「知る権利」と表裏一体をなしているものであって、民主主義を貫く立場からは報道の自由は最大限の尊重を受けなければならない。

↓そして

本件フィルムが刑事事件の証拠に使われることになれば、（オ）「情報の提供者は提供に消極的になることが懸念され取材者に対する妨害行為も予想される」。

↓

公正な裁判及びそのための真実発見という要請を考慮しても、報道の自由が上記重要な意味をもつものである以上、本件提出命令は、報道の自由に対し憲法により公共の福祉の名によって許される制限を超えている。

↓以上のように考えれば

本件提出命令は、21 条 1 項に反することになる。

【主張】

↓しかしながら、

私は、以下のように、本件提出命令は、21 条 1 項に違反しないと考える。

取材の自由といっても、もとより何らの制約を受けないものではなく、たとえば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受ける。

↓

（カ）「公正な刑事裁判」を実現することは、国家の基本的要請であり、刑事裁判においては、実体的真実の発見が強く要請され、公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが、証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ない。

↓この場合

一面において、審判の対象とされている犯罪の性質、態様、軽重及び取材したものの証拠としての価値、ひいては、（キ）「公正な刑事裁判を実現するにあたっての必要性」の有無を考慮するとともに、他面において、取材したものを証拠として提出させられることによって（ク）「報道機関の取材の自由が妨げられる程度及びこれが報道の自由に及ぼす影響の度合その他諸般の事情」を（ケ）「比較衡量」して決せられるべきであり、これを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ないと認められる場合においても、それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度を超えないように配慮されなければならない。

↓本件では

本件事現場を中立的な立場から撮影した報道機関の本件フィルムが証拠上きわめて重要な価値を有し、被疑者らの罪責の有無を判定するうえに、（コ）「ほとんど必須」のものと認められる状況にある。他方、本件フィルムは、すでに放映されたものを含む放映のために準備されたものであり、それが証拠として使用されることによって報道機関が蒙る不利益は、報道の自由そのものではなく、（サ）「将来の取材の自由」が妨げられるおそれがあるということとどまる。

↓また

本件提出命令を発した裁判所は、本件フィルムにつき、仮還付等の措置により、報道機関のフィルム使用に支障をきたさないよう配慮すべき旨を表明している。

↓以上より

本件フィルムの提出命令は、21 条 1 項に違反するものではない。

以上

【自説】（本判例）

■メモ

■スタンダードテキスト

「これ1冊」で基礎知識を網羅できるよう工夫されたスタンダードテキストは、重要判例を重視し、該当する論点に関連するものを適宜掲載しています。重要な基本書、学説等の紹介も十分に配し、勉強中に他の文献に当たらなければならないということはありません。「これ1冊」とはそういう意味です。

……………P.10～12

※本冊子に掲載されている教材は、原孝至・基礎講座の講義で実際に使用された教材の一部を抜粋したものです。

IV 報道の自由と取材の自由

第1 報道の自由


報道の自由も、憲法21条による表現の自由の保障のもとにある。

報道は、事実を知らせるものであり、特定の思想を表明するものではないが、①報道のために報道内容の編集という知的な作業が行われ送り手の意見が表明されるのであるし、②報道機関の報道が国民の知る権利に奉仕するものとして重要な意義をもつことは明らかだからである。

判例も、博多駅テレビフィルム事件で、報道の自由が憲法21条により保障されることを明言している。

第2 取材の自由

1 取材の自由の保障

**論点09**
取材の自由は憲法21条で保障されているか。

A 肯定説（多数説）

（理由）

- ① 報道の自由の確保のためには、取材・編集・発表のすべての段階で少なくとも公権力の介入から自由であることが必要である。
- ② 多方面での自由な取材活動によってこそ、報道の自由ひいては国民の知る権利がみたまされる。

※ 判例は、博多駅事件（最大決昭44. 11. 26, 百選 I No.78）で、「取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いする」と述べるにとどまる。

□判例 博多駅事件 最大決昭44. 11. 26, 百選 I No.78

【事案】

米原子力空母寄港反対闘争に参加した学生と機動隊員とが博多駅付近で衝突し、機動隊側に過剰警備があったとして付審判請求がされた。審理にあたった福岡地裁は、テレビ局4社に対し、事件当日のニュースフィルムの任意提出を求めたが拒否されたため、刑事訴訟法99条2項に基づき当該フィルム全部の提出を命令したが、これに対し、放送4社はその命令が報道の自由を侵害するとして争った。

【決定要旨】

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいままでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない。」

「しかし、取材の自由といっても、もとより何らの制約を受けないものではなく、

【憲法】

たとえば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受けることのあることも否定することができない。」としたうえで、公正な裁判の要請に基づく提出命令の必要性と取材の自由が妨げられる程度およびこれが報道の自由に及ぼす影響の度合等の事情とを比較衡量して決せられるべきだとし、本件フィルムは、過剰警備か否かを判定するうえで「ほとんど必須のもの認められる」ほど「証拠上きわめて重要な価値」を有するものであること、すでに放映済みのものを含む放映のために準備されたものであることなどを指摘して、本件提出命令を合憲であるとした。

【評価】

本判決の比較衡量のアプローチに対しては、フィルムの必要性は十分拾いあげられているのに対して、取材の自由に関しては「将来の取材の自由が妨げられるおそれ」の一言で片づけられており、実質的には「公共の福祉」による切り捨てと大差ないものであるとの批判がある。

□判例 日本テレビビデオテープ押収事件 最決平元. 1. 30

【事案】

リクルートコスモス社の社長室長が、リクルート疑惑に対する国会での追及に苦心を加えてもらいたいとの趣旨で衆議院議員に多額の現金供与の申込みをしたが、日本テレビは議員から依頼を受けてこれを秘密裡に撮影していた。その後、議員の告発を受けて東京地検特捜部が捜査に乗り出し、裁判官の差押許可状を得てビデオテープ4巻を差し押さえたため、日本テレビはこれを表現の自由に対する侵害であるとして争った。

【決定要旨】

「本件は、検察官の請求によって発付された裁判官の差押許可状に基づき検察事務官が行った差押処分に関する事案であるが、国家の基本的要請である公正な刑事裁判を実現するためには、適正迅速な捜査が不可欠の前提であり、報道の自由ないし取材の自由に対する制約の許否に関しては両者（本件と博多駅フィルム事件）の間に本質的な差異がないことは多言を要しないところである。」

【評価】

本決定は、博多駅事件の判旨を引用しつつ比較衡量をして差押えを認めているが、捜査段階と裁判段階は同一視することができない、と批判されている。

□判例 TBSビデオテープ押収事件 最決平2. 7. 9, 百選 I No.79

TBSが暴力団員による債権取立ての模様を放送したが、これを発端として当該取立てを行った組員が逮捕・起訴された。この事件の捜査のため警視庁捜査4課は、差押許可状により、取立場面を取材した未編集テープ29巻を証拠として押収した。

【決定要旨】

「公正な刑事裁判を実現するために不可欠である適正迅速な捜査の遂行という要請がある場合にも、同様に、取材の自由がある程度の制約を受ける場合があること、また、このような要請から報道機関の取材結果に対して差押をする場合において、差押の可否を決するに当たっては、捜査の対象である犯罪の性質、内容、軽重等及び差し押さえるべき取材結果の証拠としての価値、ひいては適正迅速な捜査を遂げ

るための必要性和、取材結果を証拠として押収されることによって報道機関の報道の自由が妨げられる程度及び将来の取材の自由が受ける影響その他諸般の事情を比較衡量すべきであることは、明らかである」。

「右の見地から本件について検討すると、本件差押は、……軽視することのできない悪質な傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件の捜査として行われたものである。しかも、……真相を明らかにする必要上、……本件ビデオテープ……を差し押さえたものであり、右ビデオテープは、事案の全容を解明して犯罪の成否を判断する上で重要な証拠価値を持つものであったと認められる。」他方、「本件差押により申立人の受ける不利益は、本件ビデオテープの放映が不可能となって報道の機会が奪われるというものではなかった。また、……取材協力者は、本件ビデオテープが放映されることを了承していたのであるから、報道機関たる申立人が……擁護しなければならない利益は、ほとんど存在しない。さらに本件は、……犯罪者の協力により犯行現場を撮影収録したものと見えるが、そのような取材を報道のための取材の自由の一態様として保護しなければならない必要性は疑わしいといわざるを得ない。」

「このような事情を総合すると、本件差押は、適正迅速な捜査の遂行のためやむを得ないものであり、申立人の受ける不利益は、受忍すべきものというべきである。」

【評価】

本決定に対しては、「公正な刑事裁判の実現」と「取材の自由」という相互に性質を異にする法益の比較衡量が可能かどうかという根本的な疑問があるとする批判がある。

また、強制処分の主体が、博多駅事件においては裁判所、日本テレビビデオテープ押収事件においては検察官であって、いずれも刑事裁判の直接の当事者であるのに対し、本件は起訴権限をもたない司法警察員が主体であったという相違があり、「公正な裁判の実現」を限りなく「捜査の必要性」に接近させたとの批判もある。

2 取材源秘匿の自由



論点 10

取材源秘匿の自由は憲法21条で保障されているか。

A 否定説（宮沢）

（理由）

取材源の秘密を守ることは、新聞記者の職業倫理として一般に承認されているが、法律上どのように保護するかは、立法政策の問題である。

B 肯定説（芦部、佐藤幸、戸波）

（理由）

- ① 取材活動は、記者と情報提供者との信頼関係によって成り立つものであり、取材源を明らかにしないという前提があつてこそ、情報提供者は任意に情報を提供するといえることができる。
- ② 取材源の秘匿は、自由な情報流通に対する公衆の利益を確保するうえで

原孝至・基礎講座ストリーミングチャンネル

原先生の講義動画は、ウェブサイトでも無料でご覧いただけます。

辰巳法律研究所ウェブサイト「予備試験」ページ内「入門生向け講座」からご利用ください。（下記2次元バーコードもご利用いただけます。）

